情報通信行政･郵政行政審議会
郵政行政分科会（第９１回）議事録

第１　開催日時及び場所

令和６年３月２８日（木）１１：００～１１：３５

Ｗｅｂ審議による開催

第２　出席した委員（敬称略）

佐々木　百合（分科会長）、谷川　史郎（分科会長代理）、実積　寿也、巽　智彦、藤沢　久美、三浦　佳子

（以上６名）

第３　出席した関係職員等

玉田郵政行政部長、折笠郵便課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第４　議題

諮問事項

令和６年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

【諮問第１２５１号】

開　会

○佐々木分科会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第９１回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員７名中、現時点で５名出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項１件でございます。

諮問第１２５１号「令和６年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長　総務省郵便課長の折笠でございます。本日の議題の「令和６年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可（諮問第１２５１号）」につきまして、資料９１－１に基づきまして御説明を申し上げます。

最初に、資料の構成について御説明をいたします。１ページが諮問書、２ページ、３ページが審査結果、４ページから１２ページまでが日本郵便株式会社からの認可申請書、１３ページ以降が説明資料となっておりますので、説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

それでは１４ページを御覧ください。まず第「１　制度概要」について御説明をいたします。

その１でございますが、日本郵便株式会社は、お年玉付郵便葉書等に関する法律、略称お年玉法に基づきまして、枠囲いしております①から⑩の事業の実施に必要な経費に充てることを目的としまして、寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされております。

なお、この寄附金付郵便葉書等の制度につきましては、少額かつ気軽に国民が寄附活動に参加できる制度ということで１９４９年から行われているものでございまして、これまで７４年間にわたりまして約５２１億円の配分が行われてきたものでございます。

続きまして、「２　総務大臣の認可」について御説明させていただきます。日本郵便株式会社は、お年玉法に基づきまして、寄附金を取りまとめた上で、配分団体及び配分金を決定する、また、使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項、それから配分金の使途についての監査に関する事項などを定めることとされておりますが、これらを定めるに当たりましては、総務大臣の認可を受けることとされております。さらに、「３　審議会への諮問等」にございますように、総務大臣は認可を行うに当たりまして、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議をし、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされております。

これを受けまして、総務省におきまして、お年玉法の関連規定への適合について確認を行った上で、本日諮問をさせていただいたものでございます。

１５ページは関連条文ですので飛ばさせていただきまして、１６ページを御覧ください。資料中、上段に寄附金の配分までの流れを記載しております。令和６年分につきま

して申し上げますと、昨年８月末に日本郵便株式会社が寄附金配分団体の公募の報道発表を行っておりまして、昨年９月から１１月頭までの間、団体からの申請を受け付けておりました。その後、提出されました申請につきまして日本郵便株式会社において審査を行いまして、本年２月２７日付で４ページの認可申請書が提出されております。これを受けまして、お年玉法第１１条の規定に基づきまして、総務省から寄附目的に係る事業を所管する大臣、これは例えば、福祉事業であれば厚生労働省でございますとか、青少年の育成の関係でございましたら文部科学省やこども家庭庁などになりますけれども、各大臣宛てに協議を行った上で、本日諮問を行っているところでございます。なお、各省協議におきましては、いずれも特段問題がないと回答をいただいているところでございます。その後でございますけど、本件につきまして答申をいただきました際には、総務大臣が認可を行いまして、これを受けまして、日本郵便株式会社から配分団体に通知することが全体の流れとなっております。

続きまして、１６ページの下段、「第２　会社における寄附金配分の審査について」御説明をいたします。認可申請を行うに当たりまして、日本郵便株式会社がどのような審査を行ったのかでございます。

まず「１　配分申請に係る要件等」の「（１）配分団体の要件」についてでございます。アにございますとおり、配分の申請を行ってきた団体が社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人などの法人であることが一つ要件になっておりまして、また、イのとおり、その団体が行う事業の内容が、先ほど申し上げました①から⑩の事業であることを要件としております。

また、「（２）申請金額（上限）」につきましては、原則といたしまして１件につき５００万円を上限としておりまして、申請は１団体につき１件のみ、さらに、原則として２年連続の配分は受けられないこととしております。ただし、例外といたしまして、昨年度までと同様に、配分の裾野を広げることを目的としました活動・チャレンジプログラムという区分がございまして、こちらにつきましては上限を５０万円としている一方で、最大４年間継続して配分を受けることが可能な仕組みになっております。

１７ページを御覧ください。こちらが日本郵便株式会社において行いました審査の方法についての説明でございます。

「（１）形式審査」でございますが、まず、申請団体が、先ほど御説明申し上げました配分団体の要件に適合しているのかどうかの点でございますとか、必要な書類がそろっているのかといった形式的な要件への適合について、日本郵便株式会社において審査を行います。

また、「（２）配分審査」といたしまして、社外の有識者からなる審査委員会において審査を行っているところでございます。

２４ページを御覧ください。こちらが審査委員会の構成員でございます社外の有識者の方の一覧になります。上段の年賀寄附金審査委員が寄附金の配分審査を行う委員会でございまして、下段の年賀寄附金評価委員は、事業を実施しました翌年度に各事業についての評価を行う委員会になります。

再び１７ページにお戻りいただきまして、「（２）配分審査」を御覧ください。

まず、アの審査項目でございますけれども、申請事業に期待する項目ということで、

各事業につきまして、先駆性、社会性、実現性、緊急性の４つの項目に関し採点を行っております。さらに、定量的条件の配慮で、申請金額がより小さい団体を優先する、事業総額に占める自己負担金の割合が高い団体を優先する、それから前年度の繰越剰余金額がより小さい団体を優先するという項目につきましても、評価の対象としているところでございます。

具体的な審査の手順につきましては、イでございますけれども、それぞれの申請１件ごとにつきまして、先ほどの年賀寄附金審査委員会の２名の審査委員が先駆性、社会性、実現性、緊急性の４つの項目について採点を行いまして、各申請の得点を算出いたします。その上で、この審査におきまして得点順に並べまして、同点の案件があった場合につきましては、申請金額がより小さいなどの先ほど申し上げました定量的条件の配慮も加味して優先順位づけを行う形で進めております。また、４項目につきまして採点を行います２名の審査委員は、その申請における費用の必要性でございますとか、団体の自己負担能力なども踏まえまして配分金額を算定しております。それらの結果を踏まえまして、審査委員会において審議を行う流れで審査を行ってございます。

１８ページを御覧ください。このような審査を行った上で、日本郵便株式会社からの今回の配分内容等が、１８ページ、「第３　会社からの申請内容」になります。

まず「１　配分団体・配分金」についてでございますが、配分団体が全体で１１１団体、配分金が約２億１２６万円となっております。

参考１のところでございますけれども、令和６年の寄附金額の内訳を示しております。寄附金付年賀葉書といたしまして６３円にプラス５円の寄附金をつけて販売しておりますほか、寄附金付年賀切手も販売しておりまして、合計で約３，７４７万枚が販売されまして、その寄附金額は約１億７，６８８万円となっております。

続きまして、参考２でございます。令和６年の寄附金額、申し上げましたように①の約１億７，６８８万円に前年度からの繰越金といたしまして②の約３，６４７万円を加えます。そこから、後ほど内訳をまた御説明いたしますけれども、配分に要した費用ということで③の約１，０２５万円を除きました約２億３１０万円が④の配分原資となっております。この配分原資の中から配分審査の結果、⑤の配分金といたしまして今回、約２億１２６万円の配分を行いたい旨の申請内容となっております。

参考３でございますけれども、これは事業の分類別の今回の配分の状況でございます。最も件数が多いのが１号事業、社会福祉の増進でございまして７３件でございます。こちらは例えば障害者の就労でございますとか、社会参加の支援などの事業が含まれております。続きまして、件数が多いのが７号事業、青少年健全育成の２２件でございます。こちらは例えば、不登校児の支援でございますとか、子供たちの学習体験の支援などが含まれた事業内容となっております。

１９ページを御覧ください。参考４でございますけれども、こちらは申請全体における採択の状況でございます。今回は申請件数が２９０件ございまして、そのうち１１１件に配分予定で、採択率で申し上げますと３８．３％となっております。

続きまして、２でございます。申請事項の２点目、配分団体が守らなければならない事項といたしまして、配分金は日本郵便株式会社が配分の決定をした事業の実施計画以外の用途に使用しないことでありますとか、実施計画を変更する場合はあらかじめ日本

郵便株式会社の承認を受けること、配分金とほかの資金を区分して経理することなどが定められているところでございます。詳細は１０ページについておりますが、内容としましては、昨年度から特段の変更はございません。

また、「３　配分金の使途についての監査に関する事項」といたしまして、配分団体は日本郵便株式会社の監査に応じる義務があることのほか、監査の実施時期でありますとか、監査の実施方法について定めております。こちらも詳細は１１ページに添付しておりますが、こちらも昨年度から変更は特にございません。

２０ページを御覧ください。今回の日本郵便株式会社からの認可申請につきまして、お年玉法の規定に適合しているかを審査した結果でございます。表のそれぞれの項目につきまして、左側の欄に記載しております、お年玉法の規定内容に適合しているかとの観点から審査を行っております。

まず１つ目といたしまして、寄附金の額から控除される費用の額が妥当であるかとの点でございます。お年玉法第７条第２項におきましては、寄附金から控除する経費を２つ定めておりまして、１つがアの寄附金付郵便葉書等の発行、販売、寄附金の取りまとめに必要な経費でございます。もう一つがイの寄附金の管理でございますとか審査を含めまして、配分金の交付、それから監査に要する経費が、控除することが認められている経費となっております。このうち、イの寄附金の管理、交付、監査のための経費につきましては、お年玉法上、寄附金の額の１．５％に相当する額を限度とすることとされておりまして、今年につきましては、右側の欄の一番下にございますように、約２６５万円が限度額となっているところでございます。その上で、審査の結果及び理由でございますけれども、右側に記載しておりますが、提出がありました費用の内訳につきまして精査したところ、ア、イそれぞれの費用の額は適切に積算されていること、また、右側の欄の下部にありますように、イの費用につきましては、実際に要した費用が法定の限度額を超えていたところでございますが、本件申請におきましては、寄附金の額から控除する費用については上限額である約２６５万円としていることから、控除される費用の額は妥当であるといたしまして、審査結果は適としているところでございます。

２１ページを御覧ください。表の上段の審査基準でございますけれども、寄附金の配分団体、配分金額が適正に定められていることでございます。先ほど御説明申し上げましたとおりの手順で社外の有識者による審査委員会において審査を行っておりまして、その審査内容は適正であり、配分団体・金額は妥当であると認められることから、審査結果は適としているところでございます。

表の中段の審査基準でございますけれども、配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていることにつきましては、認可申請書の別添２（１０ページ）として提出されておりまして、先ほど御説明申し上げたとおり、必要な事項が定められていることから適としております。

また表の下段の審査基準でございますけれども、配分金の使途について監査に関し必要な事項が定められていることにつきましても、別添３（１１ページ）として提出されておりまして、こちらも必要な事項が定められており、適としているところでございます。

これらの審査結果から、２０ページの審査結果の冒頭にありますように、日本郵便株式会社からの認可申請書はお年玉法の規定に適合していることから、認可することが適当であると考えているところでございます。

最後に１ページに戻っていただきまして、諮問書でございます。今申し上げましたような審査の結果も踏まえまして、本件に関する日本郵便株式会社の申請につきましては、お年玉法第７条第５項の規定に基づきまして認可することとしたく、本日諮問をさせていただくものでございます。

説明は以上になります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長　御説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。

まず先に私から質問させていただいてよろしいでしょうか。

最近、申請件数が減少傾向にあるかなと思ったのですが、それに関連して、こういうものが申請できるのか関連団体に対してどのような形で広報されているか、また、２年連続では申請できないとのことですが、隔年とかで同じような団体が申請してきているのかどうか、分かる範囲で教えていただければ幸いです。お願いします。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。

まず、どのような形でこの制度につきまして周知等を行っているかでございますけれども、日本郵便株式会社におきましては、例年プレスリリースを行っておりますほか、同社のウェブサイトに掲載しております。また、周知用のリーフレットなども作成しておりまして、配分事業の事例を紹介して販促等にも使用していることを聞いておりますほか、特に優れた事業を取り上げた事例集のパンフレットなども作成いたしまして、自治体や社会福祉協議会でありますとか、ＮＰＯ等の支援組織、それから郵便局などにも配布をしていると聞いております。また、昨年度からラジオ番組などでの広報を行っており、今年はウェブメディアにおきましても記事を作成して発信するでありますとか、昨年も当審議会で委員から広報の関係の御意見をいただいていることもありまして、ＳＮＳの活用もするなど、広報活動につきましては昨年度までに比べまして力を入れていると承知をしております。

もう一点、隔年で同じような団体から申請が出てきているのかでございます。この制度上は、一般枠の通常のものにつきましては原則として２年連続では寄附金の配分を受けられないことになっておりますが、先ほどの御説明の中でも触れましたけれども、活動・チャレンジプログラムにつきましては、続けて申請を出しまして配分を受けることも可能でございます。実際、そのチャレンジプログラムにおきまして、１６件程度、前年度に引き続いて今回配分の決定候補に挙がっている団体があると聞いております。

あわせまして、一般枠とは別に特別枠として、例えば東日本大震災からの復興関係などの枠がございまして、そちらにつきましても２年続けて受けられない縛りの対象外になってございまして、特別枠の中で数件程度、昨年度に続きまして今年度も配分先の候補になっている団体があると承知しているところでございます。

○佐々木分科会長　よく分かりました。ありがとうございます。皆様に先立って質問させていただきました。

それでは、谷川委員からどうぞ、御質問お願いいたします。
○谷川分科会長代理　ありがとうございます。
私がお聞きしたかったのは、資料１８ページの寄附金の原資の中に、前年度からの繰越金が結構大きな金額で入っておりますけれども、今回だと３，６００万ぐらいですか。この繰越金は、大体毎年これぐらいの規模感なのでしょうか。総体的に見ると２割ぐらいが、審査を通って配分しましたが戻ってきたような数字にも読めてしまいますけれども、この辺の動きを教えていただければと思いました。
○折笠郵便課長　ありがとうございます。
前年度からの繰越金でございますが、例えば昨年度の申請におきましても、大体３，６００万強ぐらいあり、規模としてはあまり今年と変わっていないと思っております。
これがどういったものかと申し上げますと、実際、事業を実施した後に、思ったより安く調達ができたことで差金が出るでありますとか、配分先として決定を受けた後に、他事業での助成を受けることも決まってしまったので辞退をされたりでありますとか、あとは、この数年間ですけれでも、コロナ禍の影響で事業が実施できなくて中止してしまったものなどもございまして、そういったものが返金といいますか、前年度から余ったお金で繰越金になっているものでございます。
○谷川分科会長代理　ありがとうございます。私がちょっと気になりましたのは、うまく使っていただければいいなという気もするものですから、２割近く戻ってくるのは多少もったいないなと思って御質問させていただきました。どうもありがとうございます。
○佐々木分科会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。
それでは、実積委員、お願いいたします。
○実積委員　実積です。御説明ありがとうございました。
結論部分に関しては違和感がないですけれども、資料の途中で分からないところを教えていただきたいのですが、２０ページをお願いします。ここの審査基準のイのところで、寄附金の管理及び配分金の交付に関しては、寄附金の額の１．５％を上限として使ってもよろしいとの規定がありますけれども、現実に使ったのは、その右側にある約２，８００万とかなりの規模に上っているわけです。そのため、日本郵便株式会社は、寄附金の業務をしていることで費用負担をしていることになります。
ここで、１．５％と決められた考え方を少しお伺いしたいのですけれども、ひょっとするとこれは、今よりも寄附金の総額が１０倍ぐらいあったので十分に１．５％でも必要な経費が賄えるときにつくられ、その後改正されていないとのことなのか、それとも、この規定はそもそも日本郵便株式会社にある程度の資金負担をさせることは当然の前提としてつくられていたのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。
以上です。
○折笠郵便課長　ありがとうございます。
まず、この１．５％というお年玉法で定めている上限額でございますけれども、実際決定されたのが昭和４３年で非常に昔に定めたものでございまして、その当時は、多分年賀状の売上げでありますとか寄附金の額も、現在に比べると多かったものと考えられます。

その上で、例えば、先ほど御説明したように申請団体の減少などもある中で、日本郵便株式会社におきましては、その原因を調査するなどのために今後団体へのアンケートも実施すると聞いております。また、実はこの寄附金制度に関係しまして、地方分権改革の文脈でも、一部の自治体から審査手続の緩和などに関する御意見などもいただいています。こちらの審査手続の緩和の件につきましては、来年の実施の際に一部運用を見直した上でその効果を再度フォローアップして考えていくこともございまして、そういったアンケートでありますとか手続見直しの結果も含めまして、日本郵便株式会社とも意見交換しながら、適切な寄附金付葉書等制度の在り方を考えていきたいと思っているところでございます。

○実積委員　日本郵便株式会社側の資金負担というか、１．５％を超えるので負担していましたというのは、どの程度継続していたものでしょうか。

○折笠郵便課長　すみません、具体的に何年というところは分からないのですけれども、恐らくそれなりの期間継続していたと理解しています。

○実積委員　制度をつくったときには恐らく１．５％で全て賄えるので、１．５％上限ってしておけば日本郵便株式会社側に負担はないとのことでつくられていたと想像しますけれども、もし仮にそうであるとするならば、制度の見直しは少し考えていってもいいのかなと思います。郵便料金の見直しに関する審議会の答申も出しましたし、今後さらなる値上げが見込まれていく中で、少しでも郵便事業の負担をなくす、あるいは余計な費用を負担させない制度をつくっていくのは大切だと思いますので、少しそこは長期的に考えていっていただければと思いました。

以上です。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。繰り返しになって恐縮でございますけれども、日本郵便株式会社とも意見交換しながら、適切な寄附金付葉書等制度の在り方を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○実積委員　ありがとうございました。

○佐々木分科会長　よろしいでしょうか。

それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員　御説明ありがとうございました。このような制度は非常に大事だと思っております。もっと社会に知っていただきたいですね。

質問がまず１つありまして、先ほど御質問されていた委員もいらっしゃいましたが、１８ページの繰越金の配分原資ですが、私も谷川委員と同様に、前年からの繰越金のところに疑問がありました。先ほどの御説明で辞退があったことは分かりました。ただ、事業終了に伴う余った配分金について、申請はしたが、実施に至らなかったので支援分を戻すと先ほどききました。また、他団体から寄附があった場合は受け取れないルールがあるとか、その辺の背景が分からないのですが。このような補助事業的なもの、例えば健全育成や社会福祉に関するものなど支援的なものは、ほぼ継続案件だと思うのですがどういう理由で事業が終了されているのかをお聞かせ下さい。

それから、これは感想というかお願いですが、先ほど広報で様々なパンフレットや郵便局でとおっしゃっていましたが、資金に困窮している小さなＮＰＯ法人なども数多くあるので、佐々木分科会長もおっしゃっていましたが、審査は大変になるでしょうが、

世間に広報してもっと申請が増えるほうが良いと思います。寄附金は減っていって、それを配分するのも現実的には大変だと思いますが実際にもっと困っている方々に配分してほしいと思いますので、もう少しPRの工夫をして頂ければ嬉しいです。

以上です。よろしくお願いします。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。

まず１点目の御質問の件でございまして、事業終了に伴う余った配分金の返納とは何かとの点でございます。すみません、表現が非常に分かりづらくなっていて恐縮でございますけれども、事業終了に伴うとは、本来予定していた事業を行った上で、例えば、何か物を買うときや設備を修繕するときにつきましては、入札の結果、差金が出ることもありますので、そういった事業がある意味無事に終わった後に余ったものをお返しいただく意味で書いておりました。表現が分かりづらく大変失礼いたしました。

○三浦委員　なるほど、そこは理解しました。

○折笠郵便課長　あともう一点、広報の件も御意見ありがとうございます。先ほども触れましたように、年々色々な工夫をしながら取り組んでいるところでございますけれども、来年度以降も必要な人にしっかりとこういう制度があるとの情報が届くよう、日本郵便株式会社に対しましても一層の広報活動をお願いしていくようにいたしたいと思います。ありがとうございます。

○三浦委員　お答えありがとうございました。

○佐々木分科会長　よろしいでしょうか。

それでは、巽委員、お願いいたします。

○巽委員　巽でございます。

１点、簡単な質問ですけれども、１７ページに掲げられておりますこの審査方法は、応募するときに申請者に対して既に公開されているものでしょうか。

○折笠郵便課長　公募するときのプレスリリースをしているサイトにおきまして、申請ガイド等もお示ししておりますけれども、その中におきまして、満たすべき形式的要件でありますとか、あるいは実質審査におきまして、どういった項目をどういう中身で考えていくかなども含めてお示しした上で公募を行っているところでございます。

○巽委員　ありがとうございます。額が減ってきたとはいえ、いまだかなり大きな額を配分する事業ですので、事前に応募条件等を可能な限り明らかにするのは大事だと思います。引き続きそのようにしていただければと思います。

以上です。

○佐々木分科会長　ありがとうございました。

ほかに御意見などございませんでしょうか。

○事務局（坂平）　すみません、佐々木分科会長、事務局ですが、１点よろしいでしょうか。

○佐々木分科会長　はい。

○事務局（坂平）　今日、藤沢委員が電話での参加になっておりまして、藤沢委員からコメントをいただいておりますので、そちらをこの場で御紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

○佐々木分科会長　どうぞ。お願いいたします。

○事務局（坂平）　 失礼いたします。

藤沢委員から、郵便事業の負担も考えると、これだけの数の寄附先の管理は実質的に負担が大き過ぎるように思います。休眠預金の組織など、寄附金配分団体との連携をされたらどうかと思いますとのコメントをいただいております。結論としては、異議はございませんとのことでしたので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

○佐々木分科会長　ありがとうございます。これに関しては総務省から何かございますでしょうか。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。

先ほど実積委員からのご質問のところでお答えさせていただきましたように、日本郵便株式会社とも意見交換しながら適切な制度の在り方について考えていく中で、いただいた御意見も踏まえて考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木分科会長　ありがとうございます。

それでは、そのほかはよろしいでしょうか。

じゃ、ほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第１２５１号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長　ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から、全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですね。

では、事務局から何かございますか。

○事務局（坂平）　 事務局です。次回の郵政行政分科会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日出席予定の６名の委員全員に御参加をいただきましたので、その旨も申し添えたいと思います。

事務局からは以上です。

○佐々木分科会長　ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　会